



平成 18 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 O l y m p i c
代表者名 代表取締役社長 金澤 良樹
(コード番号 8289 東証1部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 佐藤 脩
TEL. 042-300-7200 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 18 年 5 月 25 日開催予定の第 34 回定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成18年9月1日をもって実施する持株会社制への移行に伴い、目的事項の変更及び追加を行うものであります。(変更案第2条)なお、本条の効力発生日は平成18年9月1日といたします。
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第18号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、当社の公告の方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更し、併せて電子公告ができない場合の措置を定めるものです。(変更案第4条)
- (3) 取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するために、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。(変更案第22条)
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)並びに会社施行法規則(平成18年法務省令第12号)が平成18年5月1日に施行されることに伴い定款に定めることが可能となる事項等に関し、以下の変更を行うものであります。

単元未満株式について行使することができる権利が定めるため、第9条を新設するものであります。

株主総会招集に際しインターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示した場合は、株主に対して提供したとみなすことが可能となりますので、コスト削減に資することができるよう第14条を新設するものであります。

取締役会においていわゆる書面決議が認められたことに伴い、取締役会の機動的な開催と決議に加わることができる取締役全員の意見を反映することが可能となるように、第27条を新設するものであります。

取締役が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるように、会社に対する賠償責任を、法令の定める範囲内で取締役会の決議により減免できるよう第31条第1項を新設し、また独立性の高い有用な人材を迎えられるよう社外取締役との間で責任限定契約を締結することが可能とすべく第31条第2項を新設するものであります。なお、変更案第31条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるように、会社に対する賠償責任を、法令の定める範囲内で取締役会の決議により減免できるよう第42条第1項を新設し、また独立性の高い有用な人材を迎えられるよう社外監査役との間で責任限定契約を締結することが可能とすべく第42条第2項)を新設するものであります。

剰余金の配当等についての権限を取締役に付与することが可能となりますので、機動的な資本政策が行えるようにするものであります。(変更案第48条)

- (5) 「会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、会社法の施行に伴って定款に定められたとみなされる事項について、条文の新設、変更、所要の文言の整備を行い、併せて旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

- (6) 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 変更の内容は別紙の通りであります。

別紙

変更箇所を下線を付しております。

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| 第1章総則 | 第1章総則 |
| (商号) 第1条 当社は、株式会社 Olympic と称し、登記上は、株式会社オリンピックと表示する。 | (商号) 第1条 (現行どおり) |
| 2 当社の英文社名は、Olympic Corporation とする。 | 2 (現行どおり) |
| (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (新設) | (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| (新設) | 1. <u>次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社の株式ならびにこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配、管理。</u> |
| (新設) | <u>(1) 百貨小売業。</u> |
| (新設) | <u>(2) 販売業。</u> |
| (新設) | <u>(3) 卸売業。</u> |
| (新設) | <u>(4) 加工業。</u> |
| (新設) | <u>(5) 製造業。</u> |
| (新設) | <u>(6) 海外取引業および輸入業。</u> |
| (新設) | <u>(7) 修理業およびリサイクル業。</u> |
| (新設) | <u>(8) 保守管理業。</u> |
| (新設) | <u>(9) 設備工事および建築請負業。</u> |
| (新設) | <u>(10) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理業。</u> |
| (新設) | <u>(11) 建物の建築に関する調査、設計および施工に関する業務。</u> |
| (新設) | <u>(12) 開発に関する業務。</u> |
| (新設) | <u>(13) 雑誌・カタログ等の印刷物の企画、制作および出版業。</u> |
| (新設) | <u>(14) 企画および制作に関する業務。</u> |
| (新設) | <u>(15) レンタル業および賃貸業。</u> |
| (新設) | <u>(16) 古物売買業。</u> |
| (新設) | <u>(17) 総合リース業。</u> |
| (新設) | <u>(18) 保険媒介代理業。</u> |
| (新設) | <u>(19) 人材派遣業。</u> |
| (新設) | <u>(20) 有料職業紹介業。</u> |
| (新設) | <u>(21) インターネット上のショッピングモールの運営。</u> |
| (新設) | <u>(22) 情報通信網を利用した情報の提供。</u> |
| (新設) | <u>(23) コンピュータソフトウェアの操作および導入に関する業務。</u> |
| (新設) | <u>(24) コンピュータシステムの運転および保守管理に関する業務。</u> |
| (新設) | <u>(25) 運送業およびその取次ぎ業。</u> |
| (新設) | <u>(26) 契約の取次ぎ業。</u> |
| (新設) | <u>(27) ゴルフ会員権、スポーツクラブ会員権・利用権の売買業。</u> |
| (新設) | <u>(28) スポーツ指導員の育成。</u> |
| (新設) | <u>(29) 金銭の貸付、金銭の貸借媒介および金銭貸借の保証ならびにクレジットカード取扱業。</u> |
| (新設) | <u>(30) 各種イベントの主催ならびにチケットの販売。</u> |
| (新設) | <u>(31) 前各号に掲げる事業の経営指導および受託業務。</u> |
| (新設) | <u>(32) 前各号に附帯、関連する一切の業務。</u> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(1) <u>百貨小売業、日用雑貨物品および食品の製造、加工業ならびに卸売業。</u></p> <p>(2) <u>宝石、貴金属品および毛皮の販売業。</u></p> <p>(3) <u>米穀業、酒類、煙草および塩の販売業。</u></p> <p>(4) <u>医薬品、医薬部外品、医療用具、化学工業薬品および度量衡器の販売。</u></p> <p>(5) <u>動物医薬品、肥料、農薬、および毒物・劇薬の販売業。</u></p> <p>(6) <u>室内装飾、室内設備および建設業。</u></p> <p>(7) <u>損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務。</u></p> <p>(8) <u>海外取引(食料品、衣料品、玩具、スポーツ用品、自動車部品、家具、日用品雑貨、室内装飾品、家庭電気製品)の代理および輸入業。</u></p> <p>(9) <u>自動車、その他車両、自動車部品および自動車附属品の販売ならびに各種車輛の整備業。</u></p> <p>(10) <u>金銭の貸し付け、金銭貸借の媒介および金銭貸借の保証ならびにクレジットカード取扱業。</u></p> <p>(11) <u>古物売買業。</u></p> <p>(12) <u>総合リース業。</u></p> <p>(13) <u>薬局の経営。</u></p> <p>(14) <u>飲食店、興行場、遊戯場および駐車場の経営。</u></p> <p>(15) <u>広告代理業、運送業、倉庫業。旅行斡旋業、写真業、クリーニング業および計算センターの経営。</u></p> <p>(16) <u>趣味の教室(料理、手芸、テニス)および学習塾の経営。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>本条第3項へ移行</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |
| <p>本条(10)から移行</p> | <p>2. <u>金銭の貸し付け、金銭貸借の媒介および金銭貸借の保証ならびにクレジットカード取扱業。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>3. <u>知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>4. <u>有価証券の投資および売買。</u></p> |
| <p>(17) <u>不動産の売買、賃貸借、仲介および管理業。</u></p> | <p>5. (現行どおり)</p> |
| <p>(18) <u>前各号に掲げる事業の経営指導および受託業務。</u></p> | <p>6. <u>前各号に掲げる事業の経営指導および受託業務。</u></p> |
| <p>(19) <u>前各号に附帯する一切の業務。</u></p> | <p>7. <u>前各号に附帯、関連する一切の業務。</u></p> |
| <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都立川市に置く。</p> | <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> |
| <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> | <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他止むを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> |
| <p>第2章 株 式</p> | <p>第2章 株 式</p> |
| <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、33,200,000株とする。<u>ただし消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、33,200,000株とする。</p> |
| <p>(自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議により、<u>自己の株式を買受けることができる。</u></p> | <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議によって<u>市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> |
| <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> | <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> |
| <p>2 当社は1単元未満の株式について株券を発行しない。</p> | <p>(第8条第2項に移行)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(新設) (第7条第2項から移行)</p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買い取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買い取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2 前項の他、必要のある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または質権者とする 第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> | <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の単元未満株主(実質株主を含む、以下同じ。)は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利。 (3) 募集株式または募集新株予約権割当てを受ける権利。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買い取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買い取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主(実質株主を含む、以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項の他、必要のある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主または登録株式質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録株式質権者とする 第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に差し支えのある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> | <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。</p> |
| <p>(招集地)</p> <p>第13条 当会社の株主総会は東京都立川市または東京都中野区においてこれを招集する。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(決議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う</p> <p>2 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> | <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> |
| <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> | <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってを行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> |
| <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行い当会社に保存する。</p> | <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、当会社に保存する。</p> |
| <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p> | <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> |
| <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> | <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。</p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> |
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を定める。</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 取締役会は、その決議をもって取締役のうちから会長1名、社長1名を定め、必要に応じて副会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に差し支えのある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> | <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また、必要に応じて取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: right;">(第25条に移行)</p> |
| <p style="text-align: center;">(第21条第2項から移行)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> |
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行い当会社に保存する。</p> | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名し、当会社に保存する。</p> |
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第24条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> | <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与其他の職務の執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> |
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議によって取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 25 条 当社の監査役は <u>3 名以上</u>とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 26 条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 27 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する</u>。</p> <p>2 補欠選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時までとする</u>。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 28 条 監査役は、<u>その互選により常勤監査役を定める</u>。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 29 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 30 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 31 条 監査役会の議事は、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行い当会社に保存する</u>。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第 32 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第 32 条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く</u>。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 33 条 当社の監査役は <u>5 名以内</u>とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 35 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時までとする</u>。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 36 条 監査役会は、<u>監査役会の決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する</u>。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名し、当会社に保存する</u>。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 40 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による</u>。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規程により監査役(監査役であった者を含む。)のか医者法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる</u>。</p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる</u>。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第 43 条 <u>当社は、会計監査人を置く</u>。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(新設)</p> | <p>(<u>会計監査人の選任</u>) 第44条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(<u>会計監査人の任期</u>) 第45条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>) 第46条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> |
| <p>第6章 計算</p> | <p>第7章 計算</p> |
| <p>(営業年度) 第33条 <u>当会社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとし、毎営業年度の末日に決算を行う。</u></p> | <p>(事業年度) 第47条 <u>当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。</u></p> |
| <p>(利益配当金) 第34条 <u>当会社の利益配当金は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録質権者にこれを支払うものとする。</u></p> | <p>(剰余金の配当等) 第48条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に定める事項を定めることができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>2 <u>当会社は、毎年2月末日または8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>3 <u>当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会によっては定めない。</u></p> |
| <p>(中間配当) 第35条 <u>当会社は、取締役会の決議により毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録質権者に対して商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という)を行うことができる。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(配当金の除斥期間) 第36条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> | <p>(配当金の除斥期間) 第49条 <u>期末配当金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> |

以上